

令和7年度

浦安市立美浜中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の生徒の問題ではなく、どの学級、どの生徒にも起こりうる問題である。本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、生徒自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。
- ③ 本基本方針については、生徒や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめについて

定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ア いじめについての共通理解（校内研修、集会、学級活動）
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳、学校行事）
- ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意（授業、部活動）
- エ 自己有用感や自己肯定感を育む
- オ 生徒自らがいじめについて学び、取組む（道徳、集会）

②いじめの早期発見のための措置

- ア 日常的な観察（休み時間や授業の様子、ミラパス、部活動）
- イ 教育相談の充実（三者面談、学年担当との面談）
- ウ 相談窓口の周知（保健室、カウンセラールーム、電話相談窓口の周知）
- エ アンケートによる調査（年間6回以上）

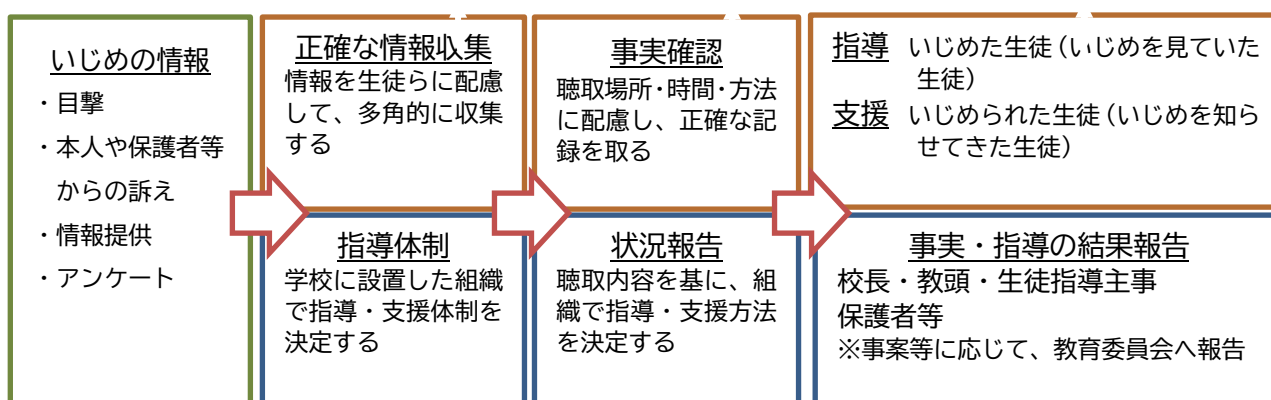
(3) いじめ防止対策委員会の組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当教員、学年主任、関係学年の教員
※必要に応じて職員を追加する

①組織の役割

- ア 本方針に基づく取組の実施や検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- オ いじめによる重大事態に係る事実関係の調査を行う組織となる。

②組織的ないじめ対応の流れ



3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき
- ②いじめにより、年間30日を目安として学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 対処手順

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。
- ③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る。
- ⑤調査結果を教育委員会指導課に報告する。

☆学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促せるよう学校評価において、適切に自校の取り組みを評価する。

- ①いじめ未然防止や早期発見に係る取り組みに関すること。
- ②いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。

(3) 重大事態発生時の連絡体制図

